

「秋のレビュー」（２日目）
基地周辺対策の推進に関する事業

平成25年11月14日（木）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：藤城行政改革推進本部事務局次長

評価者等：永久評価者（とりまとめ）、梶川評価者、石堂評価者、上村評価者

府省等：防衛省、財務省主計局

○藤城次長 それでは、基地周辺対策の推進に関する事業に移りたいと思います。大変時間が押して、申し訳ございません。事務局のほうから最初2分ぐらいで簡潔に論点を説明してください。

○事務局 ごく簡潔に御説明申し上げます。基地を持っています地元に対する支援は、主に3層ございます。

まず1層目が各種防音事業というものでございまして、飛行機の騒音などを軽減するために住宅に2重サッシを付けたりとか、こういった事業。

2層目が、民生安定助成という事業がございまして、ごみ処理場ですとか、有線ラジオ、消防施設といった比較的、防衛施設と関連の強い施設を整備するものでございます。

3層目が、こちらの特定防衛施設周辺整備調整交付金でございまして、フリップにございますように、事業目的は防衛施設の設置または運用により生じている軽減を図るため、特定防衛施設の周辺市町村が行う公共用の施設の整備、またはその他の生活環境の改善もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業に当てるための交付金でございます。

金額としましては、平成25年度予算で約300億円でございます。交付金を充当できる施設でございますけれども、ハード、ソフト、非常に幅広く使える形になってございまして、交付のやり方ですけれども、普通交付額が7割でございますが、これは人口、面積等に応じまして機械的に配分されるもので、残りの3割は運用の実態に応じて、配分が決まってございます。したがって、基本的には、基地があれば、毎年毎年同じような金額が基地の方に配付されるということで、問題意識としては有効利用するインセンティブが欠如する可能性があるのではなかろうかというふうに考えてございます。

次でございすけれども、平成23年度の予算執行調査、これは財務省のものでございすけれども、PDCAサイクルがうまく回ってないのではないかという指摘がありまして、反映の結果でございすけれども、市町村において交付金を活用した事業の成果の評価等を報告、公表するようにした訳でございす。他方、これまでヒアリングでうかがったところでは、こうした評価については第三者評価がほとんどなされていない。また、地方の防衛局では活用されているものの、本省で必ずしも活用されていないのではないかという問題意識を持ってございす。

また、実際のお金の使われ方を見ておきますと、例えば利用が低調な公共施設への支出があったりとか、あるいは幼稚園の職員の方々への給与の支払いになっていて、単なる地元の自治体の一般財源の肩代わりとなっているケースも見受けられた訳でございます。

したがいまして、この交付金につきまして、論点をご覧くださいますと、目的は何かと。その目的につきましては広報とかいう点も非常に大事だと思っております、こういったものを積極的に使っていくべき、考えていくべきではなかろうか。あるいは、効果の検証は適切か、あるいは執行の状況なんかをよく見て、翌年度以降の採択に反映されているのかどうかということを御議論いただければと思っております。

以上でございます。

○藤城次長 今の3つの論点、このあとのやりとりで十分説明する時間がありますので、ごく3分ぐらいで、事業の性格だとか、仰りたいこと、自由にちょっと述べてください。

○防衛省 地方協力局企画課長の谷井でございます。私どもとしては、まず防衛施設というのは、極めて重要な施設でございますけれども、設置運用にあたりましては様々な影響がございます。例えば、航空機の頻繁な離発着、それから戦車等の走行、射撃、こういったもので周辺地域の方々に影響を及ぼしている。また、狭い平野部、都市に防衛施設が競合しておりまして、これで地域の開発に大きな制約を与えている。また、事件、事故等も色々ございます。そういったことについて、色々苦情があるということで、一番大きなポイントは安全保障上の利益は、国民皆様に享受していただいておりますけれども、他方で影響については、防衛施設周辺の特定の地域だけに限られていると、そこをなんとか不公平でないようにいろんな施策を講じているというものの1つでございます。

そのために私どもとしては、先ほど御紹介ありましたけれども3段階の、3層の手当てを講じている訳ですけれども、特に交付金についても、私どもとしては不利益を公平の観点から是正するというので、要するに、マイナス面を元に戻すための補償的な側面を持った事業、交付金でございまして、これによって特定防衛施設の安定的な使用について、周辺住民の方々の理解を得るための不可欠な施策となっているというふうに理解をしております。

また、この交付金は渡しきりというようなものではなくて、交付された額の中から、各市町村、これは地域の事情にもっとも精通している市町村が事業を選択して、個別の事業ごとに私ども地方防衛局のほうに交付申請を上げております。その交付申請が適当である場合には交付決定を行っておりまして、事業実施後は、事業完了確認を実施した上で交付金を交付しているものでございます。

有効性でございますけれども、私どもといたしましては、直接的な影響みたいなものにつきましては、個別の施策もございまして、例えば、屋外における航空機の騒音、これについては、なかなか防止する手段がないと、地域の開発とか、そういった影響につ

いてもなかなか有効な手段がないというような様々な影響がございますので、代替的な措置を講じていくことが必要だと思っております、交付金の事業を実施することによって、特定防衛施設の安定的な使用につながっているというふうに思っております。

また、市町村からは交付金の増額を求められているところ、引き続き周辺住民の負担の軽減を図っていくことが必要だと思っております。さらに、効率化、向上への取組でございますけれども、実施した事業につきましては、地方防衛局の広報紙やホームページを利用して、施策の周知を進めているほか、市町村におきましても、交付金により整備した施設や車両への表示、ホームページによる公表に御協力をいただいているところであり、今後とも効果の向上に努める考えでございます。

また、先ほど御紹介がありましたけれども、平成23年度の予算執行調査を踏まえまして、補助事業者が各事業の効果、分析を行って、翌年の事業に反映できるようにしておりますし、その結果はホームページで公表をさせていただいております。

また、PDCAサイクルの徹底を図るため、関係市町村が実施した事業評価を国においても検証し、翌年以降の交付申請にかかる事業内容の審査等について、より効率的かつ効果的な事業になるように改善を進めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○藤城次長　ありがとうございます。それでは、目安として、8時25分ぐらいにシートを集められるようなイメージで議論を進めたいと思います。

3つポイントがありますけれども、交付金の目的、効果検証それから予算等への反映、これを一緒に混ぜて、やりたいと思います。

まず、上村さんからどうぞ。

○上村評価者　まず、特定防衛施設の負担軽減は非常に大事なことだと思っております。その上で、市町村から出てくる事業を防衛省さんでチェックするという体制についてお聞きしたいのですが、例えば、これはだめだとリジェクトしたケースは存在するのでしょうか。

○防衛省　現実に関係市町村が地方防衛局に交付申請をします。その前に、各自治体は、こういうことが住民から要望があって、やりたいという相談も受けています。その上で何でもできるかと仰いますと、もともとの目的がありますから、しかも省令でメニューを決めていますので、それに合わないやつは申し訳ございませんが、という例はあります。

○上村評価者　最初の段階では、ある程度ハードルを設けて、それで合わないものはリジェクトしているということですか。それで、事後的に、その事業が、例えば、施設の利用率とか、ソフト事業をされています。ソフト事業がどのように効果的になされているかという評価、チェックはどのようにされているのでしょうか。

○防衛省 先生が仰るところ、まずソフト事業とかは、現実には23年度にはじめたところ
です。それも地元の要望があつて、単なるハード事業、ハコモノですね、そういうものだけ
じゃなくて、社会状況が変わってきている、そういう意味で、例えば、未就学児童の医
療費ですとかいうものをソフト事業として補助できるようになっているんですが、現実
には先ほど説明させていただきましたように24年度の事業から財務省の執行調査を受けて、
事業評価をしてございます。それは各地方局で中身を確認しておりますし、逆に事業評価
の前にも補助金なので、当然、確認します。物ができていないと払いませんし、執行が固
まらなければ交付金は払いません。

ただ、その段階で、必ずしも先生が仰る利用率がすべての事業に当たるかという、な
かなか当たらないものもありますし、一般的に、例えば道路ですね、道路なんかですと、
通常国交省等でやるときは、通行量を把握して、じゃあ、という形になりますけれども、
我々は国を守るために防衛施設を受けていただいている市町村たちが、その基地のそばの
道路、これをやる時に通行量とかあるかもしれない。しかし、住んでいる住民の人たち
が、実際には、そこは基地のそばだから嫌だ、嫌ということは変なんですけれども、実際
にその裏の道を、住民の人は利便性が良いといいうことで、重要だといいうことで使っ
ている。そういうところに自治体が要望を受けて、じゃあという形で採択しています。した
がって、その通行量という形では、通常の道路整備の通行量と比較すれば、かなり違
うかもしれませんが、我々の交付金の目的からしまして、住民の役に立っている、住
民が満足しているということも大きな要素だといいうふうに考えています。

○藤城次長 永久さん。

○永久評価者 その辺りがちょっと大事で、せっかく交付金を出して、確かに満足度
は重要で、交通量というのは満足度を表していると思うんです。それが、例えば、使
われていないというような調査は、交付された側はしているんですか。例えば、あま
り通行されてなかったら、単に作るだけのために、例えば土建屋さんとかそうした
ところにお金が行くだけであつて、それ以上ではないというような、道路自体が目的
でないようなことになったら、これは払っている側としたら、ちょっと遺憾ですね。
そうしたことは、ちゃんとチェックされているということですか。

○防衛省 事業が終わったときには、当然完了確認をしています。先生が仰っている
のは本当によくわかります。ただ、それが例えば3年後、5年後にその道路はどう
だったかといいうと、これまた正直言つて。

○永久評価者 それがないと、これは有効にお金が使われているかどうか、死に金になったんじゃないとか、分からないですよ。要は、これは、もとは税金な訳で、こういうところに、ある意味迷惑料的な形で、交付金が行くというのは、あり得ると思うんですね、当然。だけれども、それが、この本来の目的からやったとしても、それが有効に活用されていないんだったら、出す必要がないんじゃないかと思っちゃうんですよ。もともと要らないんですから。逆に必要であるものに十分使われているのであれば、すごく満足する使われ方だと思うんです。それはどのようにチェックされているかということ、今の話を伺うと、残念ながら、十分にはチェックされていないということです。

○藤城次長 石堂さん。

○石堂評価者 要するに目的というのが出てくるんですけども、今日の資料の中にも、維持更新的なものに投ぜられているところがありますね。今回、私にもわか勉強なんですけれども、法律そのもの、交付金（「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」）の9条のところを読んでみると、この中にも出てきますけども、施設の整備とか、環境の改善とか、あるいは開発の実施とか、要するに、はっきり言うと、「今ないものにプラス」の要素しか、法律から僕は読めないような気がするんです。

現在ある施設の維持ということに、この交付金を投じて良いということ、この9条から読めるのだろうか、ということが、非常に気になりまして、それはどこかの段階で有権解釈というものが出ているということになると。要するに先ほど、使ってはならないものがあると仰いましたけれども、実際には非常に広範囲な、施設にしても、ハード、ソフト両方非常に範囲が広い。むしろこれで読めないものというのは、あり得ないくらい話になっているんじゃないかなって思うんです。

それでお聞きしたいのは、交付して良いもの、だめなものというのは本当のところあるのですか。それは「こういう施設が並んでいるから、これ以外はだめなんです。」という答えではなくて、どこかに関係付ければ、ほとんどのものに支出できちゃうんじゃないですか、という疑問が1つです。

それからもう一つ、今、他の先生からも出ましたように、効果が出ているのか、出てないのかという部分は、私は逆に、住民のその本当の実需といいますかニーズ、それを踏まえていけば、利用率が、何て言いますか、あまりにも低いとかそういうことは起きないはずだと思うんです。だから本当は、その実需に基づかない申請というのがあるから、そういうことになるんじゃないですか。そうすると、防衛省の方が交付するときに、交付要領があると思うんですけども、交付要領の中で各自治体が申請するときに、その実情をどう把握したか、ちゃんと把握したものでないとだめですよ、ということを交付要領の中に書いているもんですかというところが疑問なんです。

それからさらに言えば、この資料にも出ていますけれども。

○藤城次長 まず、その2つで聞いてみましょう。

その2つのお答えをいただけますか。

○防衛省 まず、維持管理費のことをございますけれども、私どもこの交付金の維持管理そのものを、充当しているということではなくて、他方で、施設が老朽化した、あるいは新たなニーズが出るということは、その分について改修的なものについては、引き続き効用を発揮するように、私どもとしては交付の対象にしているということをございます。

それから、2つ目のニーズに合っていれば利用率があるんじゃないかということをございます。これにつきましても、私どもといたしましては、確かに先生が仰るようにニーズがあるのかということですが、その地域の事情を一番承知している自治体が、申請を上げてきているということもありますし、実際使われているものが、利用率だけで一概で判断できるのかという問題もございます。例えば、生活道路であったり、近くの公民館であったり、そこにまったく誰も通らないみたいな道路を、これはおかしい話だと思っておりますけれども、住民が生活に使う道路、あるいは日常的に集会をするような集会所、こういったものはそれなりのニーズを自治体が把握して、その上で申請を上げてきているというふうに理解しております。

○石堂評価者 今のお答えの中にもあった、老朽したものの取替えみたいなもの。これは技術の進歩もありますから、完全に今あるものをそのまま取り替えるという事例は逆にないかもしれないです。でも、私、（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の）9条の建て付けからいけば、その改良という要素がうんとなければ、だめになったから同じものを基本的に取り替えましょうというのは、この交付の目的としては、法律上、本当はやはりおかしいんじゃないかなという気が今でもします。ですから、「いや、そうじゃないんだ。」というお答えが出てくるのかなと思ったんですけれども、「改良的な要素があれば良いんだ。」と言え、はっきり言ってどんな取り替えだって、多少は改良的な要素があるから良いんじゃないかという話になって、要するに出せないものはないというのと、ほとんど同じ答えになるんじゃないかと思います。

それから、住民の要望の話なのですが、これは住民の要望ということと、自治体の要望ということが、全く100%イコールだと考えていいのかというと、ちょっと疑問に思っています。この資料の中にも出てきますけれども、要するに自治体が一般財源の代替、あるいは補充にこの財源を使っているんじゃないかということが、大いに考えられると、自治体は自分のやりたいことを要求してくると。住民の、それは1人、2人から要望があるかもしれないけれども、結局、自治体の都合で申請してくるということが、実際あるから、通常の予算であれば、その執行において、いちいち住民にその都度、これは本当に要りま

すかということを世論調査をしながら進めることはないと思いますから、そういう現象が起きているんでないかなと思うんですけども、その辺はどうですか。

○防衛省 維持管理費の話でございますけれども、改修というのはその機能、効用を元に戻す、あるいはニーズといいますのは、バリアフリーにしたり、そういう効用を高めると、いうものについては使って良いよというふうになっているということでございます。

それから、ニーズについては確かに、私どもこの事業の効果をどういうふうに検証するかということで、PDCAサイクルについても重要なものだと思っております。その中に通常のものだけではなくて、私どもとしても今色々検討しているのですけれども、さっき申し上げた住民の満足度みたいなものの指標を何か入れられないかというようなことは今後検討していきたいというふうに思っております。

○石堂評価者 ですから、どちらかというとなPDCAサイクルを回す以前に、本当に住民の要望、切実な要望に基づいた施策になっていないんじゃないかというところで、今後気にしてやっていただきたいなと思います。

もう一点、聞かせていただきたいのは、この資料のところにありますように、防衛省令により人口、面積等に応じて機械的に各市町村に予算を配分すると。このルールというのは要するに300億くらいの予算が交付金として設定されたときに、それを余らせずに120市町村にどう分けるかというルールでしかない。そうすると各市町村における実需とは何の関係もない数字が落ちていくというふうにも考えられるんです。ですから受けた方も、結局予算消化のためにどのメニューを並べるかというふうに流れていくのは当然じゃないかなと思う。ですから、どこかの段階で1回、予算の配分はそれでいいですけども、さっきから私、言っていますけど、本当に住民の実需に基づくものなのか、その積み上げで申請してくれと。そうすると、あるところは予算が足りないというかもしれないし、あるところはもう大分整備が終わったんでそんなに要りませんというところもある。この予算の執行率を見ると90数%、みんな高いんですね。ということは、僕は機械的に割られたものをどう消化するかという予算執行になっている可能性が非常に高いのではないかというふうに思うんです。その辺はどうですか。

○防衛省 私どもとしては、先ほど申し上げましたけれども、地域住民の方々の意見を自治体が聞いた上で交付を申請していると思っております。それは結果として、住民の方から無駄な物ができたじゃないか、あるいは本当に必要ない物ができているよということであれば、それは自治体に対しての不満反発というのは当然、住民から起こる訳でございます。そういったことは今私どもに聞こえてきていないという中においては、一定程度適切に行われているんじゃないかと思っておりますけれども。

○石堂評価者 今回の最後の方の話は、物があって、それが邪魔にでもならない限り、1年に1回でも使うそこにあった方が良いものくらいの話でいけば、不満はほとんど出てこないと思います。

もう一つの手前の段階でのお話で、結局、自治体が申請し防衛省が最終的にそれを承認するという形で動いていく訳ですね。そのときに自治体は、防衛省が承認したんだという言い抜けができますし、防衛省の方は逆に自治体が申請してきたから我々は認めたんだということで、両方とも責任は自分のところがないよということが言い得るような予算の回り方をしているような気がするのです。

そのところは、もうちょっと自治体も責任を持つべきですけども、さっき私、交付要領のことを言いましたけれども、その申請内容が住民の実需、実ニーズに基づいているかということを、交付要領上に明らかに書いた上で選別していくべきでないかなと思います。よろしくお願いします。

○防衛省 その点についても検討させていただきたいと思います。さらに言えば、自治体の意見も伺いながら色々検討していきたいと思います。

○藤城次長 シートを書きながら議論を続けてください。

永久さん、どうぞ。

○永久評価者 いささか確認事項になりますが、各種防音事業というので534億円出ていますね。民生安定助成金ということで198億円。これは生活環境への影響緩和等ということで、出ていますね。あと、総務省から基地交付金と調整交付金というのが出て、これは一般財源に入るんですか。そういう意味で、基地周辺に対してはこうした特別な措置がされている。これは本当に大変なところというか、ジェット機が離発着するような相当環境的には他のところよりは良くないという、そういうところに出されるもので、他には出ていない上乗せの部分ですね。特別なところだけにしか出ていない。ということは、ある意味、他で自由に使えるお金というのは総務省等からいっぱい出ている、いっぱいとは言わないにしても出ている訳で、一般財源的な使われ方をするのはやはり良くないのだろうというふうに思うんです。

むしろ今のお話にあったように、防衛省が出しているという、それが本当に分かるような、しかも住民の人達にありがたいと思っていただけるような、そうした出し方をしないと、本当に死に金になっちゃうというか、そうした工夫をされないと。せっかく出しているお金ですから、意見になっちゃいますけども、そうしたことをさっきの石堂先生のお話との連携なんですけども、そうしたことが必要なのではないかと思います。

コメントですので、お答えいただかなくて結構です。

○防衛省 一般財源と同じように、例えば先ほど石堂先生からお話がありましたけれども、幼稚園の職員に給料を出しているじゃないかというふうな御指摘がございました。これは幼稚園、あるいは保育園でも良いんですけれども、これは事務の人の給与を出している訳ではなくて、幼稚園の運営に必要な保育士とか、そういった資格を持った専門職の人について充当することを認めているものでございまして、必ずしも一般財源化して、一般的な事務の人の職員の人件費まで肩代わりしているということではございません。

○永久評価者 それは非常に微妙じゃないですか。どこからか、すぱっと切れるかという、そうではないのではないかという気がするんですけどね。

○藤城次長 ニコ動の方にコメントがあまり来ていないようですが、今、コメント、意見、質問出していただければかなりの確率で採用される状況にありますので、ご覧の皆さん、よろしくお願いします。

じゃあ、今度は上村さん。

○上村評価者 永久先生からあったのですが、大事なことは、この事業を防衛省さんからのお金が住民に使われているのだということを、住民がいかに認識するかということです。防衛省さんからは各自治体の方にこういうような広報活動をすべきだとか、そういうガイドラインとか、もしくは指導とか、そういうことはなされているのでしょうか。

○防衛省 さすがに義務付けをして広報してくれということはしていません。ただ、自治体の方は、先ほどからの先生方の指摘は本当によく分かるんですけども、実際に、本当に住民のニーズに応じてやっているものと我々は認識しているんですけども、自治体によってはホームページに載せる、あるいは広報誌に載せたりしていただいています。

あるいはやっている事業、例えばゴミ収集車とかそういうのは防衛省の交付金で行っている事業ですというのは、張っていただいて、週に1、2回、回ってくれたりして、一応、住民の方には特定防衛施設があるからという、そこまでは理屈は行かないかもしれませんが、基地があって防衛省がというところはやっていただいているところもあります。ただ今回、御指摘いただいていることも含めて、広報の仕方、あるいはPDCAの考え方とか必要性、あとニーズの把握、そういうところもしっかり検討していかなければいけないと考えております。

○石堂評価者 基地への理解というのが最終的に防衛省の望むところだということなのだろうと思うんですけども、ただ、さっきから法律の話をしていきますけど、生活環境整備に関する法律の第1条の目的を見ても、9条の交付金のところを見ても、こういう交付をして、もって基地への理解に資するものとするというような表現はないのです。だから自

治体に対して、もしそういうことなんだよと言うとすれば、何の根拠で言うことになるのか。法律に書いてないことを、例えば交付要領に書いてあってもそれは非常に弱いと思う。

法律上、交付することによって住民の福利を改善し、それによって基地に対する理解を深めていくということが法律に書かれていれば非常にスムーズだと思うんですけども、改めて読んでみてもそのことは法律には何も書いていないです。交付要領上は何か書かれているんですか。

○防衛省 交付要綱にもその点については書いておりません。さっき私から御説明させていただいた中で、確かに法律には生活の安定、福祉の向上に資することを目的にすることが書いてあるんですが、それが結果的に不利益を受けている特定の地域、防衛施設周辺の地域の皆様方の理解を得られるということにつながっていく不可欠な施策となっていて、現実にはそういうものにつながっているというふうに思っているということを申し上げたつもりでございます。

○藤城次長 そろそろシートを書けた方は提出をお願いします。

梶川さん。

○梶川評価者 また重複するのですが、先ほどの保育士のお話を聞いていてちょっと混乱してしましまして、私は、これは基本的には、平均的というか基準的な行政サービス、他のこういう防衛施設がないところが行われているようなものに対しての支援行為というのではなくて、きわめて付加的なサービスであったり、ハードの施設であったりということで住民によく分かるものに限られて、ご迷惑をかけているんでよろしく、という部分じゃないかと思ったのですが、さっき、その保育士さんが出てくるのはどういうことからの基準なのでしょうか。

○防衛省 保育士の話について、まず申し上げますと、これは保育士さんの専門的な人については人件費を見ているんですけども、これはそれによって保育料が下がる、あるいは同じ自治体の予算の中でも保育士さんの数が増えるといったプラス面が期待できるという考え方でおります。冒頭、先生が仰った話につきましては、私ども、何か自治体にプラスになるということをするためにというよりも、逆に生活環境を悪化させているというマイナス面を何とか代替措置を行うことによって、代替ではございますけども御理解をいただくという目的でこれは実施しているということでございます。

○梶川評価者 保育料は確かに下がると思うのですが、今仰られた、特にこの自治体が平均的に見て保育料が高いとか、そういうお話なんでしょうか、それとも特に安くなるみたいな話なのか。何か基準というのでしょうか、本来なら自治体が単独で努力をし

て一定の行政サービスを出していただかなければ困る話に、さらにプラスになるところを
防衛省さんに御援助いただくというのが筋のような気がするんですけども。その辺が曖
昧になっちゃうと住民はほとんど理解できないというか認知できないんじゃないかなと思
ったんですけども。

○防衛省 一般に特定防衛施設があるところというのはかなり田舎のところが多いです。
自治体としても、市もありますけど町村も多いです。そういったところは財政事情が苦し
いですし、そういう意味では保育料も高くなるというようなことがございますので、その
点について、カバーできればなというふうに思っておりますし、実際、自治体の中には隣
の市と同じぐらいに下げたいというご希望もございまして対象にしているものもございま
す。

○藤城次長 ありがとうございます。ちょっとここでコメントを紹介させていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

いずれも質問ということなのですけれども、訓練空域というのは対象に含まれるのかど
うかというのが1つです。あと、仮に交付金がなければどうになってしまうのかというところ
を具体的に教えてほしいということでした。

○藤城次長 お答えいただけますか。

○防衛省 訓練空域は含まれません。防衛施設の中でも特に影響の大きい施設、例えば飛
行場であるとか演習場であるとか大きな港湾であるとかそういったものを対象にして、関
係自治体を対象としております。

それから、交付金がなければ、ということでございますけれども、これはもともと昭和
41年まではこの制度はございませんでした。私どもの法律を改正するときにかかなりの大き
な要望が全国から上がりまして、その上でこういう、いわゆる直接的な因果関係が必ずし
も明確ではないけれども影響があるだろうというところについての施策はないのかという
かなり強い御指摘がございまして、昭和49年からこの制度をつくっているところでござい
ます。ですから、なければ住民の方々としては、あるいは自治体としては、一層ご不満が
たまるというようなことになろうかと思えます。

○藤城次長 石堂さんと上村さん、どちらが先でしたか。

○藤城次長 ごめんなさい。永久さん、ちょっととりまとめの紙を見ていただいて、上村
さんが先かな。お願いします。

○上村評価者 おそらく評価のやり方がなかなかうまくいかなかったというか、これからやろうということだと思うのです。交付金の使途を見ているとどうも使われずに基金に積み立てられているという事例も散見されるみたいで、そうすると本当に市のニーズに合ったものが交付されているのかというところが疑問になります。基金として積み立ててしまうと、その次のニーズはどこにあるのかと、その基金はずっと永久に貯まっているのかとか、そういうふうな話になってくるので、そういう意味では事後的なチェックをして次の年につなげるようなPDCAサイクルは非常に大事だなと思います。

○石堂評価者 私も繰り返しになっちゃうんですけども、最初に法律の文書を持ち出しましたけども、やはり現状よりもプラスになるところが交付金の対象なんだということと、それから、住民の本当に切実なニーズに則っているかというポイントで、もうちょっと交付金の執行、交付というのを厳格にやっていただくことで、おそらく予算は相当減るんじゃないかなと、減っていいんじゃないかなという気がします。

もう一つは、どうしても一般財源の代替に見えてしまう部分がありまして、これはうまくやった自治体は、すごく助かったみたいな話になって、一種、予算上のモラルハザードを起こす可能性すらあると思うんです。今の基金の話もありましたけど。うまくやれば、こういうこともできるんだということで一般財源の代替というか補完というか、そういうことに交付金が使われるということは本来の趣旨では絶対にはないと思うので。それも含めて交付金の厳格な運用ということを考えていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

○防衛省 厳格な運用については、私どももPDCAサイクルも含めて、これから進めていきたいと思いますが、先ほどの基金の話につきましては、もちろん目的があって基金を積んでいる訳です。その中で執行率の話もあろうかと思いますが、これはある施設をつくるために基金で積み立てていく場合、これは最後の段階になれば執行率が100%になりません。

他方で医療費みたいなものにつきましては、毎年、毎年、どれだけ出てくるのかよくわからない部分があると同時に、安定的に使わなければいけないということもあって、その意味では執行率が若干、落ちるということとはございます。いずれにしてもお金が余ったから基金に積み立てるといようなことではないというふうに思っております。

○藤城次長 じゃあいよいよ、すみません。

○永久評価者 僕は石堂先生とちょっと意見が違ふところがあって、コメントには書いていないんですよ。ですが、そういう地域って一般財源的には非常に困っているところがあ

るんじゃないかなというふうに思うんです。例えば特定の公園だとか道路とかもう要らないと。だけれども、本当に一般財源的なところでは汲々としているところがあって、こういうお金があると本当に一般財源的な使い方をしてよかったならば本当に助かるよねという部分というのはあるのかなと想像してしまうのです。実態がそうかどうかはわかりません。

そうすると、かなり助かっている部分というのは本当にありがたい話であって、でも防衛省から来ているお金であるということをきっちりとわかるように最低限すべきだと思うんですよ。例えば、保育士さんだとすれば、大学で冠教授みたいなのがあるように、防衛省保育士さんとか、名前の付け方、これにはセンスありませんけど。本当にそれによって出ているんだということを明示するということは絶対に必要だと思うんです。何のためにこのお金が出ているのかというのはある訳だから、最低限、僕はそれが必要だと思います。

これは意見ですので、お答えいただく必要はありません。

○石堂評価者 今の先生の御意見でいくと、確かに財源的にきつい市町村があると。これがちょうどよく助かっているのだと。ただ、それは国の予算の制度として全然、問題点が違うというふうに思いますね。

もう一つ、先ほど私が言いましたけれども、本当に基地への理解を広めるためのものなんだという目的がきちっとあるんだったら、法律の立て方そのものにちょっと問題があるんじゃないかなという気がするんです。本当にそれをしていて、基地への理解を高めたいということであれば、何か法律そのものから変えていただかないとうまくいかないのではないかなという感じを持ちます。

○藤城次長 ありがとうございます。

大体議論は尽きたような感じがいたします。とりまとめの準備をしていますので、ここで恐縮ですが5分休憩させていただきます、とりまとめができ次第、御報告をするということにさせていただきます。

では、ちょっと時間の関係で、今の防衛施設の関係の評決の数だけがとりまとまりましたので、これを先にお願いします。

○事務局 その集計結果を発表いたします。

まず「交付金の使途や執行実態は事業目的を十分に満たしているか」という論点につきましては、「満たしている」がゼロ、「満たしているとは言い難い」が4です。「満たしているとは言い難い」部分としては「生活環境の改善」という方が3、「開発の円滑な実施」という方が1、「その他」が1でございます。次に「防衛省及び交付対象市町村における交付金の効果の検証は適切か」という論点につきましては、「適切」がゼロ、「適切とは言い難い」が4です。「適切とは言い難い」とした方の改善策としては、「市町村の

計画に目標を設定」という方が1、「防衛省による交付対象施設の利用状況や基金の執行状況等の把握」という方が3、「交付対象の厳格化」が2、「PDCAサイクルに関する具体的なルールの策定」という方が3、「その他」が1でございます。具体的なコメントは今、まとめている最中でございます。

○藤城次長 ではちょっと5分弱、ここで休憩させてください。遅くなって申し訳ありません。もう既に30分過ぎてしまって、遅くまで恐縮ですが、お待ちください。

○石堂評価者 休憩時間を利用してあれなんですけど。民生安定の補助の話、さっきちょっと出ましたけれども、あれは交付金で120市町村という数字が出てきますけども、その120市町村で民生安定の方ももらっているところもたくさんあるんですか。民生安定の方も、どういうものにやれるかということから見ていくと、かなりダブりますね。要するにどっちで出すんだという、これは性格上、絶対民生だ、これは絶対交付金だという、その区分というのは明解にあるんですか。

○防衛省 民生で行おうとすると、あるいは8条、それを行うとすれば当然因果関係がまず前提に出てこないとだめなんです。

先ほどから何度も上乘せというイメージを持たれているかもしれませんが、いわゆる、それでできないところを交付金で代替策として実施しているのが大きな違いと、あと、最初に先生が仰いましたように、120市町村が交付金の対象であって、特別に著しい影響がなくても中規模な演習場とかそういうところの市町村には交付金は下りません。しかし、そこには実際に訓練のときに車が通ると、道路が壊れるというところには補助できるようになっています。

○藤城次長 ありがとうございます。

これの前のコマの農地の関係のとりまとめができましたので、こちらの方を公表させていただきます。

（農地の利用集積の促進に関する事業のとりまとめコメント）

○藤城次長 ありがとうございました。

では、残るのはこのコマだけでございますが、恐縮です、もうちょっとお待ちください。

（休 憩）

○永久評価者 それでは、発表いたします。評価者の方、後で付け加えるなり修正などがありましたらお話しください。

交付金により地域住民の満足度、理解度を深めることが重要であるが、防衛省において交付対象施設の利用状況などを把握していないことや、一般財源的なものにも交付金が使われている状況は、現在の交付金の使途や執行実態が事業目的を十分に満たしているとは言い難く、特に生活環境の改善につながっているのか、効果検証も十分に行われているとは言い難い。このため防衛省による交付対象施設の利用状況や、基金の執行状況等の把握、基本的な行政サービスへの上乗せ等への交付対象の厳格化、PDCAサイクルに関する具体的なルール策定など、防衛省としてもPDCAサイクルを徹底させる取組を進めるべきではないか。併せて、交付金に関する地域住民への広報活動も徹底すべきではないかということでございます。

何か修正を付け加えることはございますか。石堂先生、ないですか。

○石堂評価者 最後の方法論のところ、一般論としてはわかるんですけども、最終的に基地の理解を深めるための交付金なんだというところを、どこに根拠を求めるかだという気がしますね。一般論としてはわかりますけれども、あまり自治体に対して、これが本当の目的なんだと言っていいんでしょうかねという気がちょっとするんですけどね。

○事務局 そうしましたら、「広報」というよりも、「への認知を高める活動も」にいたしましょうか。そうしましたら「周知」にしましょうか。

最後のところですけども、「併せて、交付金に関する地域住民への周知活動も徹底すべきではないか」ということでございます。

○藤城次長 ありがとうございます。

防衛省さん、遅くまでお付き合いいただきましてありがとうございます。

今日も一日、無事に参りました。昨日の大幅な遅れに比べると、それでも35分過ぎてしましまして、申し訳ありません。

明日はきっと、このトレンドでいくと、時間どおりに終了するのではないかと期待しておりますけれども。どうぞ、また明日もお付き合いください。

ニコ動の皆さん、コメントありがとうございました。明日も積極的にコメントを取り入れますので、どうぞお付き合いください。

ありがとうございました。お疲れ様でした。